

# 判例六法 令和五年版 有効な改正前規定

「有効な改正前規定」について

判例六法は、基準日（令和四年九月一日）までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、判例六法に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法では、実際に効力をもっている条文を調べるのができなくなってしまう。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、令和五年四月二日から令和六年三月三十一日までに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和六年四月一日以降に施行されるものについては、判例六法本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、令和四年二月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「令和五・六・九までに施行」などと表記していますが、施行期日を定める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、判例六法に掲載している条文が効力をもつこととなります。

令和四年二月一日

有斐閣六法編集室

## 凡 例

〔内容現在〕 令和四年二月一日

〔掲載内容〕 判例六法令和五年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。

〔施行期日の範囲〕 令和五年四月二日から令和六年三月三十一日まで（令和六年四月一日以降のものは判例六法に注記を加えて掲載した。）

〔掲載の原則〕 該当する条文を条ごとに掲載した。ただし判例六法と同一の部分については（略）などと表記して、項及び号の範囲で省略している。

〔改正法一覽〕 各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。

〔施行日決定一覽〕 判例六法基準日（令和四年九月一日）から同年二月一日までに公布された施行期日を定める法令による施行期日を一覽で掲げた。

## 施行日決定一覽

法 令 名	施 行 期 日	施 行 期 日 を 定 め た 法 令
道路交通法の一部を改正する法律（令和四法三三）附則 第一条第二号	令和四・一〇・一	令和四・九・二四政三〇三
安定的なエネルギー供給構造の確立を図るためのエネルギーの合理等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四法四六）附則第一条第二号	令和四・一二・一四	令和四・二・二政三四七

有斐閣六法編集室

# 目次

## 民法

- 消費者契約法平成二法六二……………三
- 会社法平成一七法八二……………三
- 金融商品取引法昭和二三法二五……………三
- 民事訴訟法平成八法二〇九……………五
- 人事訴訟法平成二五法〇九……………五
- 民事再生法平成二一法三二五……………五

## 刑事法

- 道路交通法昭和三五法〇五……………六
- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律平成一七法五八……………六
- 更生保護法平成一九法八八……………七

## 産業法

- 著作権法昭和四五法四八……………八

## ○消費者契約法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

- ・消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四・六・一法五九）本則一条（令和五・六・一施行令和五・一・一三〇）までに施行

### 事業者及び消費者の役割

#### 第三条（一） 権利書

二 消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、物品、権利、役その他の消費者契約の目的となるものの性質に応じ、個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で、消費者の権利義務その他の消費者契約となる義務の内容の全部又は一部を実施し、その実施の原状の回復を著しく困難にすること。改正後の九

#### ②（四） 改正により追加

### 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消

#### 第四条（二）（略）

#### ③（一） 権利書

七 当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該消費者契約を締結したならば負うこととなる義務の内容の全部又は一部を実施し、その実施の原状の回復を著しく困難にすること。改正後の九

#### ④（六） 略

#### 八（略） 改正後の上

### 解題規定

第六条 第四項第一号から第四項までの規定は、これらの項に規定する消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法（明治二十年法律第十九号）第九十六条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

### （事業者の損害賠償の責任を免除する条項等の無効）

#### 第八条（略）

② 前項第一号又は第二号に掲げる条項のうち、消費者契約が有償契約である場合において、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容及び適合しないときは、当該消費者契約が品

負契約である場合には、請負人が種類又は品質に関して契約の内容及び適合しない仕事の内容を注文者に引き渡したとき（その引渡しを要しない場合）には、仕事を終了した時に仕事の内容物が種類又は品質に関して契約の内容及び適合しないとき（以下この項において同じ。）に、これにより消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任を免除し、又は当該事業者に対する責任の有無若しくは限度を決定する権限を付するものとする。次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。一、二（略）

#### ③（改正により追加）

### （消費者が支払った損害賠償の額を予定する条項等の無効）

#### 第九条（略）改正後の（一）

#### ②（改正により追加）

### 第三章 差止請求権

#### 第一節 差止請求権

#### ①（改正により追加）

第二条（一） 適格消費者団体は、事業者、受託者等又は事業者の代理人若しくは委託者等の代理人（以下「事業者等」と総称する。）が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対し第四項第一号から第四項まで規定する行為（同条第二項に規定する行為にあつては、同項ただし書の場合に該当するものを除く。次項において同じ。）を現に行い又は行おうとするときは、その事業者等に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為を供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定にれば当該行為を理由とせず当該消費者契約を取り消すことができず、この限りでない。

#### ②（改正により追加）

② 適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者の間で第八項から第十項までの規定する消費者契約の条項（第八項第一項第二号又は第二号に掲げる消費者契約の条項にあつては、同条第二項の場合に該当するものを除く。次項において同じ。）を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行おうそれがあるときは、その事業者又はその代理人に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為を供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定にれば当該行為を理由とせず当該消費者契約を取り消すことができず、この限りでない。

#### ③（改正により追加）

③ 適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者の間で第八項から第十項までの規定する消費者契約の条項（第八項第一項第二号又は第二号に掲げる消費者契約の条項にあつては、同条第二項の場合に該当するものを除く。次項において同じ。）を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行おうそれがあるときは、その事業者又はその代理人に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為を供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該消費者契約の条項が無効とされないときは、この限りでない。

#### ④（略）

### 差止請求の制限

#### 第二条の二（一） 権利書

一 他の適格消費者団体を当事者とする差止請求に係る訴訟等（訴訟並行と和解の別立に係る手続、調停及び仲裁（以下同じ。）につき既に権利書が確定判決及びこれと同一の効力を有するものない）、次のイからハまでに掲げるものを除く。以下同じ。）が存する場合において、請求内容及び相手方が同一である場合。ただし、当該他の適格消費者団体について、当該確定判決に係る訴訟等の手続により、次条第一項の認定が第三十四条第一項第四号に掲げる事由により取り消され、又は同条第一項の規定により同号に掲げる事由があつた旨の認定がされたときは、この限りでない。イ（略）

#### ②（改正により追加）

### 第二条の三 第二条の五（改正により追加）

#### ①（改正により追加）

一 適格消費者団体の認定  
第二項（一）差止請求権を行使する不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使し、当該消費者の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報提供に係る業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

#### ②（改正により追加）

② 内閣総理大臣は、前項の申請した者が次に掲げる要件すべてに適合しているときに限り、第一項の認定を受けることができる。一（略）

#### ③（改正により追加）

③ 次のい、ろ、に該当する者は、第一項の認定を受けることができる。一 この法律、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成十五年法律第九十六号）以下「消費者裁判手続特例法」という。二 他消費者の利益の保護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらに違反し罰金の刑を定め、その刑の執行を終わら、又はその刑の執行を受けることがなく、かつ二年を過ぎない法人。

#### ④（改正により追加）

④ 次のい、ろ、に該当する者は、第一項の認定を受けることができる。一 この法律、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成十五年法律第九十六号）以下「消費者裁判手続特例法」という。二 他消費者の利益の保護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらに違反し罰金の刑を定め、その刑の執行を終わら、又はその刑の執行を受けることがなく、かつ二年を過ぎない法人。

#### ⑤（改正により追加）

⑤ 第二十四条第一項各号に掲げる事由により第一項の認定を取消され、又は第二十四条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定がされ、その取消し又は認定の日から二年を経過しない法人。

#### ⑥（改正により追加）

⑥ 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下

この号において「暴力団員」といふ又は暴力団員でなく  
 なつた日から五年を経過しない者、次号及び第六号ハにおい  
 て「暴力団員等」といふがその事業活動を支配する法人  
 四・五（略）  
 六 役員のうち次に次いずればに該当する者のある法人  
 イ 適格消費者団体が第三十四条第一項各号若しくは消費者  
 裁判手続特例法第八十六条第二項各号に掲げる事由により  
 第一項の認定を取り消され、又は第三十四条第三項の規定  
 により同条第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定が  
 された場合において、その取消し又は認定の日前六月以内  
 に当該適格消費者団体の役員であつた者の取消し又は  
 認定の日から三年を経過しないもの  
 ハ（略）

### ○会社法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決  
 済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四・六・一〇  
 法四）（附則一四条（令和五・六・九）までに施行）

#### （欠格事由）

#### 第九四条 役員等

一 この節の規定若しくは農業協同組合法（昭和二十二年法律  
 第三十二号）第九十七条の四第五項、金融商品取引法第五  
 十条の第二項及び第六十六條の第四項、公認会計士法第  
 三十二条の二十第六項及び第三十四条の二十三第四項、消  
 費生活協同組合法（昭和二十年法律第二百一十六号）第  
 六項、水産業協同組合法（昭和二十二年法律第二百四十二  
 号）第二百六条の四第五項、中小企業等協同組合法（昭和  
 二十四年法律百八十一号）第三十三条第七項、輸出水産業  
 の振興に関する法律（昭和二十九年法律百五十五号）第二  
 十條並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年  
 法律百八十五号）第五條の二十三第三項及び第四十七條第  
 二項において準用する場合を含む）、弁護士法（昭和二十四  
 年法律第五五号）第三十条の二十八第八項（同法第四十二  
 条第三項並びに外国弁護士による法律事務の取扱ひ等に関す  
 る法律（昭和六十六年法律第六十六号）第六十七條第二項  
 第八十條第一項及び第八十條第三項において準用する場合  
 を含む）、船主相互保険組合法（昭和十五年法律第七十七  
 号）第五十五条第三項、司法書士法（昭和二十五年法律第  
 百九十七号）第四十五条の二第六項、土地家屋調査士法（昭  
 和二十五年法律第二百一十八号）第二十四条の二第六項、商品  
 先物取引法（昭和十五年法律第二百三十九号）第一二条第  
 九項、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十二条の二  
 十の二第六項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十  
 六年法律第九十八号）第二十五条第一項（同法第五十九  
 条において準用する場合を含む）、及び百八十八條の二第九  
 項、税理士法第四十八条の十九の二第六項（同法第四十九  
 項の十二第三項において準用する場合を含む）、信用金庫法  
 （昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十七條の四第四  
 項、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第十  
 五条第六項（同法第十九條の六において準用する場合を含  
 む）、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第二百四十  
 号）第五十五条第五項、労働金庫法（昭和二十八年法律第  
 百七十五号）第九十一条の四第四項、技術研究組合法（昭和  
 三十六年法律第八十一号）第十六條第八項、農業信用保証保

有効な改正前規定（会社法）

### 金融商品取引法

### ○会社法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決  
 済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四・六・一〇  
 法四）（附則一四条（令和五・六・九）までに施行）

#### （欠格事由）

#### 第九四条 役員等

一 この節の規定若しくは農業協同組合法（昭和二十二年法律  
 第三十二号）第九十七条の四第五項、金融商品取引法第五  
 十条の第二項及び第六十六條の第四項、公認会計士法第  
 三十二条の二十第六項及び第三十四条の二十三第四項、消  
 費生活協同組合法（昭和二十年法律第二百一十六号）第  
 六項、水産業協同組合法（昭和二十二年法律第二百四十二  
 号）第二百六条の四第五項、中小企業等協同組合法（昭和  
 二十四年法律百八十一号）第三十三条第七項、輸出水産業  
 の振興に関する法律（昭和二十九年法律百五十五号）第二  
 十條並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年  
 法律百八十五号）第五條の二十三第三項及び第四十七條第  
 二項において準用する場合を含む）、弁護士法（昭和二十四  
 年法律第五五号）第三十条の二十八第八項（同法第四十二  
 条第三項並びに外国弁護士による法律事務の取扱ひ等に関す  
 る法律（昭和六十六年法律第六十六号）第六十七條第二項  
 第八十條第一項及び第八十條第三項において準用する場合  
 を含む）、船主相互保険組合法（昭和十五年法律第七十七  
 号）第五十五条第三項、司法書士法（昭和二十五年法律第  
 百九十七号）第四十五条の二第六項、土地家屋調査士法（昭  
 和二十五年法律第二百一十八号）第二十四条の二第六項、商品  
 先物取引法（昭和十五年法律第二百三十九号）第一二条第  
 九項、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十二条の二  
 十の二第六項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十  
 六年法律第九十八号）第二十五条第一項（同法第五十九  
 条において準用する場合を含む）、及び百八十八條の二第九  
 項、税理士法第四十八条の十九の二第六項（同法第四十九  
 項の十二第三項において準用する場合を含む）、信用金庫法  
 （昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十七條の四第四  
 項、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第十  
 五条第六項（同法第十九條の六において準用する場合を含  
 む）、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第二百四十  
 号）第五十五条第五項、労働金庫法（昭和二十八年法律第  
 百七十五号）第九十一条の四第四項、技術研究組合法（昭和  
 三十六年法律第八十一号）第十六條第八項、農業信用保証保

### ○金融商品取引法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決  
 済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四・六・一〇  
 法四）（附則一四条（令和五・六・九）までに施行）

#### （定義）

#### 第二条 用語

一 前項第一号から第十五号まで掲げる有価証券、同項第十七  
 号に掲げる有価証券、同項第十六号に掲げる有価証券の性質を  
 有するものを除く、及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示  
 されるべき事項並びに同項第十六号に掲げる有価証券、同項第  
 十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性  
 質を有するものに限る）及び同項第十九号から第二十二号で  
 掲げる有価証券であつて内閣府令で定めるものに表示され  
 るべき権利（以下この項及び次項において、有価証券表示権利  
 と総称する）は、有価証券表示権利について当該権利を表示  
 する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利  
 を当該有価証券とみなし、電子記録債権（電子記録債権法（平  
 成十九年法律第百号）第二項第一項に規定する電子記録債権  
 をいう。以下この項において同じ。）の流通性その他の事  
 情を勘案し、社債券その他の前項各号に掲げる有価証券とみな  
 することが必要と認められるものとして政令で定めるもの（第  
 七号及び次項において、特定電子記録債権という）は、当該電  
 子記録債権を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券  
 又は証券に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券  
 とみなして、この法律の規定を適用する。  
 一 信託の受益権（前項第十号に規定する投資信託の受益証券  
 に表示されるべきもの及び同項第十二号から第十四号まで  
 に掲げる有価証券に表示されるべきものを除く）  
 二 七（略）  
 ⑳ 三（略）  
 ㉑ 三（略）  
 ㉒ 三（略）  
 ㉓ 三（略）  
 ㉔ 三（略）  
 ㉕ 三（略）  
 ㉖ 三（略）  
 ㉗ 三（略）  
 ㉘ 三（略）  
 ㉙ 三（略）  
 ㉚ 三（略）  
 ㉛ 三（略）  
 ㉜ 三（略）  
 ㉝ 三（略）  
 ㉞ 三（略）  
 ㉟ 三（略）  
 ㊱ 三（略）  
 ㊲ 三（略）  
 ㊳ 三（略）  
 ㊴ 三（略）  
 ㊵ 三（略）  
 ㊶ 三（略）  
 ㊷ 三（略）  
 ㊸ 三（略）  
 ㊹ 三（略）  
 ㊺ 三（略）  
 ㊻ 三（略）  
 ㊼ 三（略）  
 ㊽ 三（略）  
 ㊾ 三（略）  
 ㊿ 三（略）

有効な改正前規定（会社法）

### 金融商品取引法



## ○民事訴訟法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）本則（令相五・五・二四までに施行）

### （和解の試み）

- 第八九条（略、改正後①）
- ②③ 改正により追加

### （弁論準備手続における訴訟行為等）

- 第七〇条②（略）
- ③ 裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話することができる方法によつて、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる。ただし、当事者の一方がその期日に出席した場合に限る。
- ④⑤ 略

## ○人事訴訟法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）本則五條（令相五・五・二四までに施行）

### 第三七条①②（略）

- ③ 離婚の訴えに係る訴訟における民事訴訟法第一百七十条第三項の期日においては、同条第四項の当事者は、和解及び請求の認諾をすることができない。

## ○民事再生法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

- ・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三・三・二九法三）附則一六條（令相六・一・一施行）

### （再生計画の認可又は不認可の決定等）

### 第四一（略）

### ①一三（略）

- 再生債務者が、給与又はこれに類する定期的な収入を得ている者に該当しないか、又はその額の変動の幅が小さいと見込まれる者に該当しないとき。

### 五・六（略）

### 七 特許略

- イ 再生債務者の給与又はこれに類する定期的な収入の額について、再生計画案の提出前二箇年の途中で再就職その他の年収について五分の一以上の変動を生ずべき事由が生じた場合、当該事由が生じた時から再生計画案を提出した時点までの間の収入の合計額からこれに対する所得税、個人の道府県民税又は都民税及び個人の市町村民税又は特別区民税並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第一項に規定する社会保険料（口及びハにおいて「所得税等」という）に相当する額を控除した額を一年間当たりの額に換算した額

### ③（略）

### ロ・ハ（略）

### ○道路交通法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

- ・道路交通法の一部を改正する法律（令和四・四・二七法三）
- (二) 本則条（令和五・四・二六までに施行）

#### （交通事故の場合の措置）

第七十条① 交通事故があつたときは、当該交通事故に係る車両等の運転者の他の乗員（以下この節において「運転者」という。）は、直ちに車両等の運転を停止し、負傷者を救護し、道路にける危険を防止する等必要な措置を講じなければならぬ。この場合において、当該車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷のためやむを得ないときは、その他の乗員。以下次項において同じ。）は、警察官が現場にいるとき当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署派出所又は駐在所を含む、以下次項において同じ。）の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

- ② 略
- ③ 改正により追加

#### 第二十七條①(一) 略

三三六（改正により追加）

### ○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

令和五年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

- ・刑罰法等の一部を改正する法律（令和四・六・一七法七）
- 本則条（令和五・二・一六までに施行）

#### （受刑者の処遇の原則）

第三〇条 受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚、訴え、改善更生意欲の起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行つものとする。

#### （遵守事項等）

- ① 略
- ② 住書略
- ③ 略

十一 前各号に掲げる事項について定めたる遵守事項又は第九十六條第四項第六号第二項において準用する場合を含む。）に規定する特別遵守事項に違反する行為を企て、あり、唆し、又は援助してはならない。

#### （収容のための連戻）

- ① 略
- ② 住書略

第八一一条 第一項の規定による作業又は第九十六條第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設長の指定した日時までに刑事施設を帰着しなかつたとき、その日時

#### （矯正処遇）

- ① 略
- ② 矯正処遇は、処遇要領（矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法を受刑者ごとに定める矯正処遇の実施の要領をいう。以下この条において同じ。）に基づいて行つものとする。

③ 処遇要領は、法務省令定めるところにより、刑事施設長の受刑者の資質及び環境の調査の結果に基づき定めるものとす

#### 第八四條の二（改正により追加）

### 刑執行開始時及釈放前の指導等

#### 第八五條①(一) 略

② 前項第一号に掲げる期間における受刑者の処遇は、できる限り、これに拘われない設備と環境を備えた場所で行つものとし、必要に応じ、第九十六條第一項の規定による外出又は外泊を許し、その他円滑な社会復帰を図るため必要な措置を執るものとする。

#### ③ 略

#### （作業報奨金）

#### 第九八條①(四) 略

- ⑤ 住書略
- ⑥ 略

三 外部通勤作業又は第九一一条第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設長の指定した日時までに刑事施設に帰着しなかつたとき、その日

#### （改善指導）

- ① 略
- ② 略
- ③ 改正により追加

#### 第二編第二章第十節 第四款 外出及び外泊

#### 新第一〇六条 改正により追加

#### （外出及び外泊）

第一〇六条 略 改正後の第一〇六条の二

#### （外出等七要する費用）

第一〇八条 第九十六條第一項の規定による外出又は外泊に要する費用については、受刑者が負担する事ができない場合は刑事施設長の長が相当と認める場合には、その全部又は一部を国庫の負担とする。

#### 第一〇九条①(一) 略

② 未決拘禁者としての地位を有する受刑者については、第八十六條から第八八條まで、第九十六條及び前款の規定は、適用しない。

#### （懲罰的要件等）

第一一〇条① 刑事施設の長は、被収容者が、遵守事項若しくは第九十六條第四項第九十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定する特別遵守事項を遵守せず、又は第七十四條第三項の規定に基づき刑事施設の職員が行つた指示に従わなかつた場合には、その被収容者に懲罰を科することができる。

第八六条 第十五條第一項の規定により留置施設に留置される者については、留置施設を刑事施設と、留置施設管理者を刑事施設長の長と、留置担当官を刑事施設職員とみなし、刑事施設法第六十四條第一項、第六十五條第三項、第七十條第二項、第七十三條第一項、第七十八條、第八十條段、第八十一條第一項及び第六項、第九十六條の二、第九十六條第六項、第九十七條並びに第九十八條第一項、更生保護法第三十二條、同法第二十一條、第二十五條第三項、第三十六條第三項、同法第三十九條第五項において準用する場合を含む。第六十三條第十項、第七十五條第五項、第七十七條第四項及び第七十六條第四項において準用する場合を含む。第十七條第三項、第三十三條、第三十五條第一項、第三十六條第一項、同法第三十三條第一項、同法第四十五條において準用する場合を含む。及び第九十九條第五項において準用する場合を含む。第三十九條第四項、第四十四條、第五十四條第二項、第九十條第三項、第九十二條、第九十三條並びに民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一一一条第一項の規定を適用する。

#### 第九三條①(一) 略

② 住書略

#### 第九三條②(一) 略

③ 略

#### 第九三條③(一) 略

④ 略

#### 第九三條④(一) 略

⑤ 略

#### 第九三條⑤(一) 略

⑥ 略

#### 第九三條⑥(一) 略

⑦ 略

#### 第九三條⑦(一) 略

⑧ 略

#### 第九三條⑧(一) 略

⑨ 略

#### 第九三條⑨(一) 略

⑩ 略

#### 第九三條⑩(一) 略

⑪ 略

#### 第九三條⑪(一) 略

⑫ 略







の第三項、第十五条第二項、第十七条第三項、第十七条の二本文、第四十一条又は第四十二条第一項若しくは第三項に定める目的以外のための、第七条の六第二項の規定の適用を受け、同条第四項に掲げるこれらの規定により作成された、次の著作物の複製物頒布し、又は当該複製物によって当該、次の著作物の公表の提示を行った者

二一七（略）

**第八條（再掲載）**

二一八前条第一項第二号に掲げる権利に係る出版権者（次条第一項第二号において、第二号出版権者という。）次に掲げる義務を履行する者

イ・ロ（略）

**第九條（複製物の制限）**

第二十六條第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百

**②（注釋略）**

一、第三十條第一項に定める私的利用の目的又は第三十條第五項第一号に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて、原作的または自刷その他の機械的若しくは化学的方法により文書若しくは図画として複製することにより作成された著作物の複製物（原作のまま第七十條第一項に規定する方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製することにより作成されたものを含む。）又は当該複製物によって当該著作物の公表を履行した者

二、前項において準用する第三十條第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百

有効な改正前規定（著作権法）

三、第三十條第三項若しくは第四項、第三十五條第一項、第三十七條第三項、第三十七條の二本文（同条第二号に係る場合にあっては、同号、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の二本文、第四十三条第一項若しくは第二項、第四十七條の二又は第四十七條第五項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によって当該著作物の公表への提示を行った者

三、四（略）

**③（注釋略）**

第三十條第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百

**④（注釋略）**

**第一〇〇條（一）（略）**

**⑤（注釋略）**

一、第三十條第一項において準用する第三十條第一項、第三十條の三、第三十一條第一項第一号、第二号、第三号若しくは第五項第一号、第三十條の二第二項、第三十條の三第三項、第三十條の四第四項、第三十條の五第一項、第三十條の六第一項、第三十條の七第一項、第三十條の八第一項、第三十條の九第一項、第三十條の十第一項、第三十條の十一第一項、第三十條の十二第一項、第三十條の十三第一項、第三十條の十四第一項、第三十條の十五第一項、第三十條の十六第一項、第三十條の十七第一項、第三十條の十八第一項、第三十條の十九第一項、第三十條の二十第一項、第三十條の二十一第一項、第三十條の二十二第一項、第三十條の二十三第一項、第三十條の二十四第一項、第三十條の二十五第一項、第三十條の二十六第一項、第三十條の二十七第一項、第三十條の二十八第一項、第三十條の二十九第一項、第三十條の三十第一項、第三十條の三十一第一項、第三十條の三十二第一項、第三十條の三十三第一項、第三十條の三十四第一項、第三十條の三十五第一項、第三十條の三十六第一項、第三十條の三十七第一項、第三十條の三十八第一項、第三十條の三十九第一項、第三十條の四十第一項、第三十條の四十一第一項、第三十條の四十二第一項、第三十條の四十三第一項、第三十條の四十四第一項、第三十條の四十五第一項、第三十條の四十六第一項、第三十條の四十七第一項、第三十條の四十八第一項、第三十條の四十九第一項、第三十條の五十第一項、第三十條の五十一第一項、第三十條の五十二第一項、第三十條の五十三第一項、第三十條の五十四第一項、第三十條の五十五第一項、第三十條の五十六第一項、第三十條の五十七第一項、第三十條の五十八第一項、第三十條の五十九第一項、第三十條の六十第一項、第三十條の六十一第一項、第三十條の六十二第一項、第三十條の六十三第一項、第三十條の六十四第一項、第三十條の六十五第一項、第三十條の六十六第一項、第三十條の六十七第一項、第三十條の六十八第一項、第三十條の六十九第一項、第三十條の七十第一項、第三十條の七十一第一項、第三十條の七十二第一項、第三十條の七十三第一項、第三十條の七十四第一項、第三十條の七十五第一項、第三十條の七十六第一項、第三十條の七十七第一項、第三十條の七十八第一項、第三十條の七十九第一項、第三十條の八十第一項、第三十條の八十一第一項、第三十條の八十二第一項、第三十條の八十三第一項、第三十條の八十四第一項、第三十條の八十五第一項、第三十條の八十六第一項、第三十條の八十七第一項、第三十條の八十八第一項、第三十條の八十九第一項、第三十條の九十第一項、第三十條の九十一第一項、第三十條の九十二第一項、第三十條の九十三第一項、第三十條の九十四第一項、第三十條の九十五第一項、第三十條の九十六第一項、第三十條の九十七第一項、第三十條の九十八第一項、第三十條の九十九第一項、第三十條の百第一項

**私的録音録画補償金を受ける権利の行使**

第一〇四條の二①、第三十條第三項、第三百零一条第一項において準用する場合を含む。以下この節において同じ。）を受ける権利

は、私的録音録画補償金を受ける権利を有する者（次項及び次条第四号において、権利者という。）のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、次に掲げる私的録音録画補償金の区分ごとを全国を通じて、二個に限りその同意を得た文化庁長官が指定するもの（以下この節において、「指定管理団体」という。）があるときは、それぞれ当該指定管理団体によってのみ行使することができる

一、二（略）

**第五章**

**新第二節（第一〇四條の二の二、第一〇四條の二の八）**

**改正前の追加**

**第二節名 改正後の第二節名**

**探業目的公衆送信補償金を受ける権利の行使**

第一〇四條の二①、第三十條第三項、第三百零一条第一項において準用する場合を含む。第四四條の十三、第三項及び第四四條の十四、第四項において同じ。）の補償金（以下この節において、探業目的公衆送信補償金という。）を受ける権利は、探業目的の公衆送信補償金を受ける権利を有する者、次項及び次条第四号において、権利者という。）のためにその権利を行使することを目とする団体であつて、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの（以下この節において、「指定管理団体」という。）があるときは、それぞれ当該指定管理団体によってのみ行使することができる

② 前項の規定による指定がされた場合には、指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて探業目的公衆送信補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する